

長沼町国民保護計画（素案）に対する意見

No.	機 関 名	意 見 等	意見に対する回答
1	陸上自衛隊 第72戦車連隊	<p>〔第3編 第4章 第2〕関係 避難住民の誘導等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・提供～対策本部位置を優先順に明示 ・避難住民の誘導～避難場所、連絡手段、誘導経路等の明示 ・避難場所での人員整理～担当区域、連絡手段等の明示 	<p>避難については、町は計画の中で「道の避難指示に基づいて、避難実施要領を作成し誘導を行う。」こととしており、左記の具体的明示については、要領において定めるものいたします。</p>
2	〃	<p>〔第3編 第5章〕関係 避難住民への救援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定公共機関の明示 ・医療活動～指定医療機関による区分、患者輸送関係等の明示 ・食料等物資の供給～自治体ストック・保管場所、連絡手段等の明示 	<p>救援については、国民保護法において知事の権限とされており、また町は計画の中で「知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を町長が行うこととなった場合、知事と連携して救援を行う。」こととしているところから、道及び関係機関と連携し、必要な事項等については、別に定めるものいたします。</p>